

一般社団法人 光青年会議所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会議所は一般社団法人光青年会議所 (Junior Chamber International Hikari) と称する。

(事 務 所)

第2条 本会議所の主たる事務所は、山口県光市島田4丁目14-15に置く。

(目 的)

第3条 本会議所の目的は次の通りとする。

本会議所は、第5条に定める事業を実施・展開することにより地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼をもとに資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(運 営 の 原 則)

第4条 本会議所は、特定の個人または法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。本会議所はこれを特定の政党のために利用しない。

(事 業)

第5条 本会議所はその目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (3) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (4) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (5) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の

安定向上を目的とする事業

- (7) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (8) 国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連携に基づく事業
- (9) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公 告)

第6条 本会議所の公告は、電子公告とする。ただし事故その他のやむを得ない事由により、電子公告による公告ができない場合は、光市内において発行する瀬戸内タイムスに掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(種 別)

第7条 本会議所の会員は次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 正会員は光市及びその周辺の地域に住所または勤務先を有する満20才以上40才未満の品格ある青年で、次条の規定によりこの法人の正会員になったものをいう。ただし、年度中に上記制限年齢をこえても正会員の資格を有する。正会員は、本会議所役員および公益社団法人日本青年会議所役員および委員に選任される資格を有する。
- (2) 賛助会員 賛助会員は、本会議所の目的に賛同し、その発展を助成しようとする個人、法人、又は団体をいう。
- (3) 特別会員 特別会員は、制限年齢に達した者で理事長より役務を委任されたものが、総会の承認によりその資格を得たものをいう。
- (4) 名誉会員 本会議所に功労あるもの又は学識経験者で総会において推薦されたものをいう。

(入 会)

第8条 本会議所に入会を希望するものは、正会員2名以上の責任ある推薦により別に定める会員規定の入会手続により申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったとき正会員となる。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 名誉会員以外の会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第10条 会員が本会議所の退会を希望する時、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出しなければならない。退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除名)

第11条 正会員が次の各号の一つに該当するときは総会において、総議決数の3分の2以上の議決を得て、その正会員を除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を傷つけ、または本会議所の目的に反する行為のあったとき。
- (2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (3) この定款その他の規則に違反したとき。
- (4) その他正当な除名すべき理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、催促後なお会費を4ヶ月以上納入しないとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所の会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

(休会)

第14条 正会員がやむを得ない事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て休会する事ができる。

第3章 総会

(総会の種類)

第15条 本会議所の総会は、定時総会（以下通常総会）及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 総会は、正会員をもって構成する。

2 議決権は、正会員1名につき1個とする。ただし、休会期間中の正会員は議決権を保有しない。

(権限)

第17条 総会は、次の各号を議決する。

- (1) 役員を選任および解任
- (2) 理事長（代表理事）候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の決算報告
- (5) 事業計画および収支予算の決定並びに変更
- (6) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (7) 役員を選任に関する規則の変更および廃止
- (8) 会員の資格に関する規定の変更および廃止
- (9) 本会議所の運営に関する規定の変更および廃止
- (10) 本会議所の庶務に関する規定の変更および廃止
- (11) 会費及び入会金に関する規定の変更
- (12) 会員の除名
- (13) 長期借入金並びに重要な財産処分及び譲受
- (14) 合併並びに事業の全部若しくは一部の譲渡
- (15) J C 基金積立金の取り崩し、その他特に重要な事項
- (16) 理事会において総会に付議した事項
- (17) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第18条 通常総会は、毎年2回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が議決したとき
- (2) 議決権の10分の1を有する正会員から、会議の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面により開催請求が理事会にあったとき

(召 集)

第19条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

(議 長)

第20条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から議長を選出する。

(決 議)

第21条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の2分の1以上が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、出席した正会員の3分の2以上にあたる多数を持って行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うための不可欠な特定財産処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事長候補者の選任を行う場合は、別に定める役員選任に関する規則により第1項の決議を行わなければならない。

(代 理)

第22条 やむ得ない理由により総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理として議決権の行使を委任することができる。この場合においては当該正会員または代理人は、代理権を証明する書類を本会議所に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第23条 理事または正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとする。

2 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項について通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人 2 人が署名押印しなければならない。

(総会規則)

第25条 総会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、別に定める役員選任に関する規則による。

第4章 役員等

(役員)

第26条 本会議所は、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 3名以内
- (3) 専務理事 1名
- (4) 理事 25名以内 ((1), (2), (3)を含む)
- (5) 監事 2名以内

2 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2項の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 役員は総会において、これを選任する。

2 理事長はこの定款で定めるもののほか、理事長の選任に関して必要な事項を満たさなければならない。理事長の選任に関しての必要な事項は、別に役員選任に関する規則で定める。

- 3 理事は正会員のうちから選任する。監事は、正会員もしくは特別会員より選任する。
- 4 監事は、本会議所の理事若しくは使用人を兼任することはできない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別

な関係にある者の合計数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一団体（公益法人を除く。）の理事または使用人である者の、その他これに準ずる相互に緊密な関係にある者である理事の数は理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7 その他、役員を選任に関して必要事項は別に定める役員選任に関する規則による。

（理事の職務権限）

第28条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

2 理事長は、本会議所の代表とし、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐して業務をつかさどり、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長および副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

（監事の職務権限）

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1 理事の職務執行を監査すること

2 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること

3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務および財産状況を調査することができる。

4 理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、法令若しくは不当事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

5 理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

6 総会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

7 必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の召集を請求することができる。

8 前項の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた2週間以内の日を理事会日とする理事会の召集通知を発せられない場合は、その請求した監事は、理事会を招集することができる。

9 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他の電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を総会に報告しなければならない。

10 理事が本会議所の目的範囲外の行為その他の法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求するこ

とができる。

(役員及び監事の任期)

第30条 理事の任期は、毎年1月1日より同年12月31日までとし事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 年度の途中で選任された役員の任期は、前任者の任期満了までとする。

3 理事は、辞任または任期修了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

4 監事の任期は、1月1日より翌年12月31日までの2年とし、事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

5 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了までとする。

6 監事は、辞任または任期修了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任および解任)

第31条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員数の半数以上であって、総正会員数の3分の2以上に当たる多数を持って行わなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引

(3) 本会議所がその理事の債務を保証することその理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第45条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の一部免除または限定)

第34条 本会議所には、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 本会議所は、外部役員との間で一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は金三十万円以上であらかじめ定められた額と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(直前理事長及び顧問等)

第35条 本会議所には、直前理事長と若干名顧問をおくことができる。直前理事長及び顧問の選任に関しては、第 27 条第 1 項の規定を準用する。ただし、直前理事長に関してはこの限りでない。

2 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし理事長の諮問に応え、理事長に対し必要な助言を行う。

3 顧問は、経験を生かし理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べるができる。

4 直前理事長及び顧問の任期、辞任及び解任は第 30 条及び第 31 条の規定を準用する。

5 直前理事長及び顧問は無報酬とする。

6 直前理事長及び顧問は、理事会に出席し必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

第 5 章 理事会

(構成)

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第37条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長の選定および解職

ただし、理事長選出にあたっては、総会の議決により理事長候補者を選出し、

理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所及びその他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第34条第1項の責任の一部免除及び同条第2項責任の限定契約の締結

(理事会の種類)

第38条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度11回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の招集通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の招集通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第39条 理事会は理事長が招集する。ただし、前条第3項第2号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集を通知しなければならない。

3 前項規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催できる。

(議 長)

第40条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長もしくは理事長が指名したものがこれにあたる。

(決 議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることできる理事の過半数が出席しその過半数をもって決する。

(決議の省略)

第42条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わる理事全員が書面又は電磁的記録において同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事若しくは監事が、理事及び監事全員に対し、理事会の報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会の報告することを要しない。ただし、一般法人法91条2項の規定による報告についてはこの限りではない。

(議 事 録)

第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名または記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会の総則)

第45条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、運営規定において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会

(例 会)

第46条 本会議所は、年7回以上の例会を開催する。例会の運営及び開催については、理事会の決議により定める。

(委員会)

第47条 本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 正会員は理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長などを除き、原則として全員いずれかのいずれかの委員会に所属しなければならない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第48条 本会議所は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第49条 基金の募集、割り当て、払い込みの手続き、基金の管理については理事会によって定める。

(基金拠出者の権利)

第50条 拠出された基金は、本会議所が解散するまで返還しない。

(基金の返還手続)

第51条 基金の返還は、通常総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に規定する限度額の範囲で行うものとする。その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(代替基金の積立て)

第52条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取り崩しを行わないものとする。

第8章 資産及び会計

(基本財産)

第53条 別紙の財産は、本会議所の基本財産とする。

2 前項の財産は、通常総会において別に定めるところにより、本会議所の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会及び通常総会の承認を要する。

(事業年度)

第54条 本会議所の事業年度は毎年1月1日より12月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第55条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日まで理事長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事項が終了するまでの間据え置く。

(事業報告及び決算)

第56条 本会議所の事業報告並びに決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けるものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し第1号についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般閲覧を供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般閲覧を供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに会員名簿

(3) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した資料

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第57条 この定款は、通常総会において、純正会員の2分の1以上の出席し、総正会員の議決権の3分の2にあたる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第58条 本会議所は、一般法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において純正会員半数以上であって、総正会員の3分の2以上の多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第59条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

- 2 本会議所は、余剰金分配を行わない。

第10章 事務局

(設置等)

第60条 本会議所の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員をおくことができる。
- 3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第61条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料などを積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第62条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に対して万全を期するものとする。

附 則

- 1 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。
- 2 本定款に定めない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。
- 3 本会議所の最初の理事長は坂田将幸とする。
- 4 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 4 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。